

(有添付物)

国海査第 511号の 3

平成 29 年 3 月 3 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省 海事局
検査測度課長 岩本 泉



有害水バラスト処理設備の型式指定等業務要領の一部改正について(通知)

今般、別紙のとおり有害水バラスト処理設備の型式指定等業務要領の一部を改正しましたので、お知らせ致します。



平成 29 年 3 月 3 日
海事局検査測度課

「有害水バラスト処理設備の型式指定等業務要領」の改正のポイント

1.改正の概要

改正点①新 G8 の取り入れ（第 3 章 3.8～3.14、第 4 章 4.4～4.6 関連）

（変更前）旧 G8 による承認

（変更後）旧 G8 による承認に加えて、新 G8 による承認を併存させるため、新 G8 の要件を追加。主な要件は次のとおり。

- ①低水温下（0℃～10℃のうち可能な限り低温）及び高水温下（20℃～40℃のうち可能な限り高温）での性能確認
- ②塩分濃度を海水、汽水及び淡水のうち 2 種から、海水、汽水及び淡水の 3 種に変更。
- ③処理後水質検査までタンク内に留め置く期間（長いほど、生物は死滅する傾向）を、一律 5 日間から、より短期間に任意設定可能。

改正点②他所要の改正（第 3 章 3.8.1 関連）

（変更前）旧 G8 では、試験条件によって、温度や塩分濃度等の使用を制限する規定なし。

（変更前）新 G8 では、試験条件によって、温度や塩分濃度等の使用を制限する設計上のシステム制約（SDL：System Design Limitation）の規定を追加。使用を制限する場合には、その旨を新 G8 の証書に反映。これに伴い、新 G8 の証書の様式が変更。

2.今後のスケジュール

公布：平成 29 年 3 月 3 日

施行：平成 29 年 3 月 3 日